

改 正 後	改 正 前																																																																																															
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 69)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 64)																																																																																															
<p>法第 号 平成 年 月 日</p> <p>納税地 法人名 代氏 代表者名</p> <p>税務署長 財務事務官</p> <p>採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書</p> <p>貴法人から平成 年 月 日付で申請があつた鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数については、下記のとおり認定したので通知します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">申請の対象が連結子法人の場合</th> <th style="width: 10%;">対象法人名</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th>鉱業権、 坑道の別</th> <th>探掘権、租鉱権、 採石権等の別</th> <th>鉱区等の名称</th> <th>鉱区等の所在地</th> <th>認定した年数 (年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p> <p>この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。</p> <p style="text-align: right;">(規格 A 4)</p>	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名				鉱業権、 坑道の別	探掘権、租鉱権、 採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	認定した年数 (年)																																				<p>平成 年 月 日</p> <p>納税地 法人名 代氏 代表者名</p> <p>税務署長 財務事務官</p> <p>採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書</p> <p>貴法人から平成 年 月 日付で申請があつた鉱業権（試掘権を除く。）及び 坑道の耐用年数については、下記のとおり認定したので通知します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">鉱業権、 坑道の別</th> <th style="width: 10%;">採掘権、租鉱権、 採石権等の別</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th>鉱区等の名称</th> <th>鉱区等の所在地</th> <th>認定した年数 (年)</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p> <p>この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。</p> <p style="text-align: right;">(規格 A 4)</p>	鉱業権、 坑道の別	採掘権、租鉱権、 採石権等の別				鉱区等の名称	鉱区等の所在地	認定した年数 (年)																																										
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名																																																																																															
鉱業権、 坑道の別	探掘権、租鉱権、 採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	認定した年数 (年)																																																																																												
鉱業権、 坑道の別	採掘権、租鉱権、 採石権等の別																																																																																															
鉱区等の名称	鉱区等の所在地	認定した年数 (年)																																																																																														

改 正 後	改 正 前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 69)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 64)																				
<p style="text-align: center;"><b>採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書</b></p> <p><b>1 使用目的</b>          「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書」(法1327)は、鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道の耐用年数の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。</p> <p><b>2 記載要領</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">項目</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">「鉱区等の名称」 ～「認定した年数(年)」</td><td style="padding: 2px;">認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記載する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申請の対象が連結子法人の場合</td><td style="padding: 2px;">対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">調査担当者</td><td style="padding: 2px;">「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">教示</td><td style="padding: 2px;">「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の国税局長」表示をする場合には「税務署長」を、他の場合には「国税局長」を抹消する。</td></tr> </tbody> </table> <p><b>3 送付に当たっての留意事項</b>          この通知書は、書留郵便により送付する。</p>	項目	内 容	「鉱区等の名称」 ～「認定した年数(年)」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記載する。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。	調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の国税局長」表示をする場合には「税務署長」を、他の場合には「国税局長」を抹消する。	<p style="text-align: center;"><b>採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書</b></p> <p><b>1 使用目的</b>          「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書」(法1327)は、鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道の耐用年数の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。</p> <p><b>2 記載要領</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">項目</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">「鉱区等の名称」 ～「認定した年数(年)」</td><td style="padding: 2px;">認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記載する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(新設)</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">調査担当者</td><td style="padding: 2px;">「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">教示</td><td style="padding: 2px;">「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の国税局長」表示をする場合には「税務署長」を、他の場合には「国税局長」を抹消する。</td></tr> </tbody> </table> <p><b>3 送付に当たっての留意事項</b>          この通知書は、書留郵便により送付する。</p>	項目	内 容	「鉱区等の名称」 ～「認定した年数(年)」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記載する。	(新設)		調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の国税局長」表示をする場合には「税務署長」を、他の場合には「国税局長」を抹消する。
項目	内 容																				
「鉱区等の名称」 ～「認定した年数(年)」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記載する。																				
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。																				
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の国税局長」表示をする場合には「税務署長」を、他の場合には「国税局長」を抹消する。																				
項目	内 容																				
「鉱区等の名称」 ～「認定した年数(年)」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記載する。																				
(新設)																					
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の国税局長」表示をする場合には「税務署長」を、他の場合には「国税局長」を抹消する。																				